

まえがき

京都市交通安全対策会議では、交通事故から市民の皆様のいのちとくらしを守るため、昭和45年に交通安全対策基本法が施行されて以来、8次にわたり「京都市交通安全計画」を策定し、京都市、国、京都府、京都府警察、関係機関・団体そして地域が一体となって、交通安全施策を総合的に実施してきました結果、交通事故発生件数及び死傷者数は昭和44年をピークに減少傾向にあり、交通事故死者数も平成19年以降第8次京都市交通安全計画の目標である40人以下を達成するなど、着実に成果を挙げてきました。

しかしながら、京都市域では、平成22年には、未だ9,300件以上の交通事故が発生し、40人もの尊い命が失われています。近年、高齢社会の進展や自転車利用者の増加に伴い、交通事故により亡くなられた方については、高齢者と自転車利用者の占める割合が高くなっています。今後は、高齢者に対する総合的な交通安全施策と、自転車利用者に対する交通安全意識の向上など自転車の交通安全施策を重点的に取り組むことが求められています。

また、あらゆる施策の推進においては、「人優先」の交通安全思想を基本とすることが重要です。特に、京都議定書誕生の地である京都市では、平成22年1月に「歩くまち・京都」総合交通戦略を策定するとともに、その行動規範となる「歩くまち・京都」憲章を制定して、「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進し、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を目指しています。

交通事故の防止は、京都市、国、京都府、京都府警察、関係機関・団体が危機感と責任を共有するとともに、市民一人ひとりが交通安全の大切さを認識し、人命尊重の理念のもと、全力を挙げて解決していかなければならない緊急かつ重大な課題であり、引き続き、交通事故の根絶を究極目標とし、経済社会情勢の変化を踏まえつつ、実態に対応した交通安全施策を一層強力に実施していく必要があります。

そのため、京都市交通安全対策会議は、中央交通安全対策会議が策定した「交通安全基本計画」や京都府の「第9次交通安全計画」に基づき、「はばたけ未来へ！京（みやこ）プラン（京都市基本計画）」などを考慮しながら、京都市域における平成23年度から27年度までの5年間の陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱として、「第9次京都市交通安全計画」を定めました。

この計画に基づき、京都市、京都市域を管轄する国の行政機関、京都府、京都府警察、関係機関・団体は、市民の皆様と協働して、交通の現状や地域の実態に即した交通安全に関する施策を確実に実施し、「京都に住んでよかった」と実感していただける「安心・安全なまち京都」を築いていきます。

目 次

第1章 計画の基本的考え方

- 1 交通事故のない社会を目指して・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 人優先の交通安全思想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 「人間」「交通機関」「交通環境」の三要素・・・・・・・・・・ 1
 - (1) 人間に係る安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
 - (2) 交通機関に係る安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
 - (3) 交通環境に係る安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 I Tの活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 救助・救急活動及び被害者支援の充実・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 6 参加・協働型の交通安全活動の推進・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 7 効果的・効率的な対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 8 公共交通機関等における一層の安全の確保・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 道路交通の安全

第1節 道路交通事故の現状と道路交通安全対策を考える視点

- 1 道路交通事故の現状と今後の見通し・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 道路交通事故の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (2) 道路交通を取り巻く状況の展望及び見通し・・・・・・・・・・ 6
- 2 本計画における目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 3 道路交通安全対策を考える視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 高齢者及び子どもの安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (2) 歩行者及び自転車の安全確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (3) 生活道路及び幹線道路における安全確保・・・・・・・・・・ 8
 - (4) 「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進・・・・・・・・・・ 9

第3章 講じようとする施策

第1節 道路交通の安全対策

- 1 道路交通環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 生活道路等における人優先の安心・安全な歩行空間の整備・・ 10
 - (2) 幹線道路における交通安全対策の推進・・・・・・・・・・・・ 13
 - (3) 道路交通環境整備への市民参加の促進等・・・・・・・・・・ 17
 - (4) 効果的な交通規制の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
 - (5) 道路交通情報の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
 - (6) 災害に備えた道路交通環境の整備・・・・・・・・・・・・・・ 20

(7)	総合的な駐車対策の推進	2 1
(8)	交通安全に寄与する道路交通環境の整備	2 2
2	交通安全思想の普及徹底	2 3
(1)	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	2 4
(2)	交通安全に関する普及啓発活動の推進	3 0
(3)	交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	3 5
(4)	市民の参加・協働の推進	3 6
3	安全運転の確保	3 6
(1)	運転者教育等の充実	3 6
(2)	運転免許業務の改善及び充実	3 9
(3)	安全運転管理の推進	3 9
(4)	自動車運送事業者の安全対策の充実	3 9
(5)	交通労働災害の防止等	4 1
(6)	道路交通に関する情報の充実	4 1
4	車両の安全性の確保	4 2
(1)	車両の安全対策の推進	4 2
(2)	自動車アセスメント情報の提供等	4 3
(3)	自動車の検査及び点検整備の充実	4 3
(4)	リコール制度の充実・強化	4 4
5	道路交通秩序の維持	4 4
(1)	交通の指導取締りの強化等	4 5
(2)	交通事故事件その他の交通犯罪の捜査体制の強化	4 6
(3)	暴走族対策の強化	4 6
(4)	危険物等の安全輸送の確保	4 8
6	救助・救急活動の充実	4 9
(1)	救助・救急体制の整備	4 9
(2)	救急医療体制の整備	5 1
(3)	救急関係機関の協力関係の確保等	5 2
7	損害賠償の適正化をはじめとした被害者支援の推進	5 2
(1)	自動車損害賠償保障制度の充実等	5 2
(2)	損害賠償の請求についての援助等	5 3
(3)	交通事故被害者等支援の充実強化	5 4
8	調査研究の充実	5 5
(1)	道路交通の安全に関する調査研究の充実	5 5
(2)	道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化	5 6

9	環境に配慮した交通対策の推進	5 6
(1)	効率的な自動車の利用	5 6
(2)	「セーフティ・エコドライブ運動」の展開	5 6
(3)	エコカー利活用の促進	5 6
(4)	環境にやさしい自動車燃料の利用等	5 7
(5)	電気自動車の導入促進等	5 7
(6)	交通公害庁舎の実施	5 7
(7)	交通規制の要請等	5 7
(8)	自動車の排出ガス等対策の推進	5 7
10	京都市自転車安心安全条例の推進	5 7
(1)	自転車の安全な利用に関する啓発	5 8
(2)	自転車の点検整備の促進	5 8
(3)	自転車損害保険等の普及の促進	5 8
(4)	自転車交通安全教育の推進	5 9
(5)	自転車利用者に対する指導取締りの推進	5 9
(6)	自転車利用環境の総合的整備	5 9
第2節	踏切道における交通の安全対策	6 2
1	踏切道の立体交差化及び構造の改良促進	6 2
2	踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	6 2
3	踏切道の統廃合の促進	6 2
4	その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置	6 3
第3節	「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進	6 4
1	公共交通の再編強化	6 4
2	歩行者優先のまちづくり	6 4
(1)	歩行空間の創出	6 4
(2)	自動車利用の抑制策等の推進	6 4
(3)	未来の公共交通の整備	6 4
3	歩いて楽しい暮らしを大切にするライフスタイルへの転換	6 4
(1)	「歩くまち・京都」憲章の普及・啓発	6 4
(2)	「スローライフ京都」大作戦（プロジェクト）の推進	6 5